板倉町農業者等営農継続支援事業補助金

営農意欲のあるかたを支援します!

▶補助対象者

- ・町内に住所を有する農業者等で、農産物の出荷等による農業収入が あるかた
- ・この事業に類似する補助金を国、県等から交付される予定のないかた
- ・補助金受領後も引き続き町内で3年以上営農を継続する意思があるかた
- ・町税を滞納していないかた
- ・過去5年以内に当該補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費

- ・栽培目的の作業に必要な機械であること
- ・機械の購入は新品又は機械を取り扱う販売店等が販売するもの、3年以上の法定耐用年数が残っているもので、証明書等で購入品の妥当性が判断される中古品の購入についても対象とします
- ・トラック、フォークリフト、バックホー、草刈り機及び消耗品等の農業 用途以外に供されるような汎用性が高いものでないこと

▶補助対象経費

・購入費用(消費税を含まない)の10分の3以内とし、上限は10万円とします

問合せ先

tel: 0276-82-6137

板倉町役場 産業振興課農業振興係